



に関する 大切なお知らせ

納期限を過ぎると
延滞金がかかります

督促状を発送します

市税などが納期限内に納付されない場合、納期限から20日後に督促状を発送します。また、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納付されない場合は、財産の差し押えを受けることになりますので早めに納付してください。「納付したのに督促状が来た」と問い合わせがあります、これは市税などを金融機関や郵便局などで

納付後、市で確認が取れるまでに平均して1週間程度の期間を要するためです。このようなくことを防ぐためにも、納期限内の納付をお願いします。やむを得ない理由で納期限内に納付ができない、納付書が見当たらない、課税の内容が分からないなどがありましたら、放置せずに必ずご相談ください。

延滞金がかかります

市税などが納期限を過ぎても納付されない場合、納付日までの日数に応じて延滞金がかかります。本来ならば支払う必要のないお金ですが、納期限内に納付した人との公平を保つため、市では災害などの特別な事由を除いて、延滞金の免除は行いません。必ず納期限内の納付をお願いします。



▲自動車も差し押えの対象です

「うっかり忘れていた」という場合でも延滞金は支払わなければなりません。

納税は国民の義務です

日本国憲法第30条に納税の義務が定められています。税金は国民の皆さんで公平に負担すべきものです。

滞納処分を行います

滞納を放置すると延滞金が加算されるだけではありません。国税徴収法に基づく財産調査や住居などの搜索により、発見した預貯金、給与、生命保険、不動産、動産などの財産の差し押えを行い、金銭に換えて滞納税に充当します。今後も市では毅然とした態度で滞納処分に取り組みます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 市収納課 ☎ 43・8119

事業所得や
不動産所得のある人へ

事業所得や不動産所得がある人は、収支の記帳義務があります。確定申告や市県民税

申告を行う際に、市の申告会場では、収支内訳書（青色申告は決算書）が作成済みでないとして受け付けできません。市では、白色申告の人を対象に、帳簿から収支内訳書を作成する初心者向けの講習会を開催します。参加は無料で、予約が必要です。

日時 12月3日（火）午後1時30分～午後3時、12月11日（水）午前10時～午前11時30分 ※各回とも同内容

場所 市役所別館大ホール
定員 先着50人
受付期限 各開催日前日の午後5時
受付、問い合わせ 市税務課 ☎ 43・8117

事業所の皆さんは
償却資産の申告が必要です

償却資産とは、土地、家屋、自動車以外の事業用資産のことです。所得税または法人税の計算税務会計上では減価償却の対象としている資産を指し、固定資産税の課税対象になります。

対象 毎年1月1日現在で、事業に利用している償却資産

がある個人事業主および法人
申告書の配布 市公式ホームページから入手するか、市税務課にお問い合わせください。独自様式を使用しても構いません
受付期限 令和2年1月31日（金）
受付、問い合わせ 市税務課 ☎ 43・8118

法務局での相続登記が
済んでいない人へ

不動産の固定資産税の納税義務者は、毎年1月1日時点で、不動産の登記名義人である所有者です。所有者が死亡した場合、所有権移転登記が済むまでは、法定相続人が納税義務者となり、複数の場合は、相続人は連帯して納税義務を負います。

今年中に相続登記ができない場合は、相続人の中から納税通知書などを受け取る代表者を1人定め、令和2年1月31日（金）までに「固定資産税納税義務者及び相続人代表者届出書」を提出してください。
受付、問い合わせ 市税務課 ☎ 43・8118

みんなで築こう

人権の世紀

～考えよう相手の気持ち～
未来へつなごう違いを認め合おう



人権週間には、毎年全国で人権尊重の大切さが呼びかけられます。市でも街頭啓発活動などさまざまな取り組みを行っています。



人権週間とは

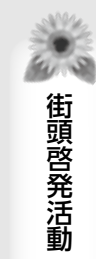
基本的な人権尊重の原則を定めた「世界人権宣言」が国連で採択されてから、今年で71年を迎えます。国連では採択された12



▲昨年講演した俳優の宇梶剛士さん

月10日を「人権デー」と定め、人権思想の啓発のための行事を実施するように呼びかけられました。

日本では、1949年から毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動を展開し、広く国民に人権意識の高揚を呼びかけています。市では人権講演会をはじめとするさまざまな啓発活動を行っています。



街頭啓発活動

人権週間の期間中に「街頭啓発」と人権講演会の開催を伝える広報車による宣伝活動を行います。



人権ポスター展

ます。皆さんには、津屋崎中学校2年の大神七星さんの標語「『ありがとう』 たった5文字の合言葉」を印刷したウェットティッシュを配布しながら、命の尊厳や人権の大切さを訴えます。
日程 12月4日（水）
場所と時間 ①JR福岡駅、午前7時30分、②ルミエール福岡店、午後1時30分、③レガネット福岡、午後3時30分



▲昨年の人権ポスター展

市内外の小学校・中学校・高校の児童・生徒の人権ポスターや「男女がともに歩む」一行詩表彰作品を展示します。
期間 12月4日（水）～12月10日（火）※9日（月）を除く
場所 市中央公民館

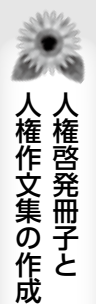


人権学習会

ひまわりは、人権の花として定められています。今年度も、ひまわりを育てることを通して「いのち」や「なかま」の大切さを学ぶために、光明幼稚園といるどり真愛保育園、福岡小学校で「人権の花運動」に取り組みました。10月には、人権擁護委員と一緒に人への優しさや思いやりについて勉強しました。



▲福岡小学校の花運動への感謝状贈呈



人権啓発冊子と
人権作文集の作成

人権啓発冊子と人権作文集を作成しています。12月以降、各自治会や公共施設、小学校・中学校・高校などに配布します。ぜひご覧ください。